

藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(採択条件等)

第3条 補助金交付の採択条件は、次の各号に定めるものとする。

(1) 改修後の住宅は地震に対して安全な構造である次のいずれかのものとする。

ア 昭和56年6月1日以降に建築に着手したもの

イ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもので、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める基準により耐震性が確認されるもの

ウ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもので、木造住宅耐震補強工事業又は木造住宅耐震補強計画補強工事業の実施により耐震性が確認されるもの

(2) 全体改修により、階数が2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の木造でZEHレベルの住宅を整備する場合は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）における壁量及び柱の小径の基準により構造安全性が確かめられたもの

(3) 同一の補助対象の住宅に行う補助は、1回を限度とする。

(添付書類)

第4条 要綱第4条の規定による藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付申請書及び要綱第9条の規定による実績報告書に添付する書類は、別表第1に定めるものとする。

2 要綱第7条第1項の規定による変更承認申請書に添付する書類は、変更内容がわかる書類とする。

(完了検査)

第5条 要綱第9条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを検

査し、その内容を完了検査報告書（様式１）に記入する。

２ 検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式２）により通知する。

（補助金の取消し）

第６条 前条第２項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取消すものとする。

２ 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

（補助金の返還）

第７条 前条第２項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第８条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（令和５年６月１日付け藤建第３２号）

この要領は、公示の日から施行する。

附 則（令和６年４月１日付け藤建第２７号）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年７月８日付け藤建第６９号）

この要領は、令和７年７月８日から施行する。

附 則（令和８年８月３日付け藤建第３５５号）

この要領は、令和８年８月３日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
エコリ ノベー ション 等工事 を実施 する場 合	(1) 付近見取図（原則として、縮尺 2,500 分の 1 以上の地図） (2) 配置図 (3) 補助対象建材・設備等を表示した関係図面（平面図、立面図、断面図等） (4) 現況の住宅の全景写真及び改修する部位の写真 (5) 工事に要する費用の見積書の写し (6) 工事に係る次のいずれかの書類 ア みらいエコ住宅 2026 事業の登録建材・登録設備機器を使用する場合は、建材・設備機器の型番がわかる書類 イ 登録建材・登録設備機器以外の建材・設備機器を使用する場合は、基準に適合することが確認できるカタログ等 (7) 住宅の建築年を証明するもので下記のいずれかの書類の写し ア 建築確認通知書 イ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋） ウ 登記簿 (8) 省エネ改修する住宅が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（10	(1) 工事に要する費用の領収書等の写し (2) 工事施工中、工事完了後の写真（別表第 1「交付申請書に添付する書類」(6)が確認できるもの） (3) 工事施工者が発行するリフォーム工事証明書（仕様基準に適合する建材及び型番リストに記載の設備を施工したことを施工者が証明するもの） (4) みらいエコ住宅 2026 事業の登録建材・設備機器を使用した場合は、使用した建材・設備機器の型番がわかる性能証明書、施工証明書又は納品書等。登録建材・設備機器以外を使用した場合は、基準に適合が確認できるカタログ等 (5) 全体改修の場合は、BELS 等の評価書の写し（申請時に評価申請書及び添付書類一式を提出した場合） (6) 耐震補強工事を実施した場合は、耐震基準への適合が確認できる書類 (7) その他市長が必要を認める書類

	m²以上の増築、改築を含む。)又は工事中である場合、次のアからウまでいずれかの書類(耐震性がある旨が確認できるもの)又はエにより耐震改修を行う旨が確認できるもの。 ア 耐震診断の結果報告書 イ 建設住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律) ウ その他住宅の耐震性に関する書類 エ 本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類(耐震改修補助金交付申請書等) (9) 全体改修の場合は、BELS等の評価書の写し(既に評価書を取得している場合のみ) (10) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書 (11) その他市長が必要を認める書類	
計画の策定を実施する場合	計画の策定に要する費用の見積書の写し	(1) 計画の策定に要する費用の領収書等の写し (2) 住宅に係る省エネ化のための計画で策定した書類(調査資料、改修設計図、工事計画書等)

		(3) B E L S等の評価書の写し (B E L S等の評価・認証を受けるために必要な費用を補助対象経費とした場合)
構造補強工事を実施する場合	(1) 構造補強工事に係る費用の見積書の写し (2) 計算書及び計画図面（既に作成済みの場合のみ）	(1) 構造補強工事に係る費用の領収書等の写し (2) 計算書及び計画図面（交付決定後に作成した場合） (3) 構造補強工事を実施した箇所の工事前、工事施工中、工事完了後の写真

様式 1

完 了 検 査 報 告 書

年 月 日				
藤 枝 市 長		様		
検 査 員 職 ・ 氏 名				
下記のとおり完了検査を報告します。				
事 業 者	住 所 氏 名			
事業の名称	住 宅 省 エ ネ 改 修 推 進 事 業			
工 事 場 所	藤 枝 市			
適合させる省エネレベル	☐ 省 エ ネ 基 準 ☐ ZEH 水 準			
改 修 範 囲	☐ 全 体 改 修 ☐ 部 分 改 修			
耐震補強工事	☐ 実 施 ☐ 未 実 施 ☐ 不 要			
構造補強工事	☐ 実 施 ☐ 未 実 施 ☐ 不 要			
改 修 概 要	☐	既存開口部の改修	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	躯体等の断熱改修	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	太陽熱利用システムの設置	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	高断熱浴槽の設置	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	高効率給湯機の設置	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	節湯水栓の設置	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	燃料電池システム	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	コージェネレーション設備の設置	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	蓄電池の設置	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	LED照明の設置	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	節水型トイレの設置	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	☐	その他（全体改修に限る）	☐ 適 合 ☐ 不 適 合	
	省エネ改修の確認者		氏 名 _____ 資 格 _____ 所属名 _____	
	計画策定	☐ 実 施 ☐ 未 実 施		
設計概要	設計者	氏 名 _____ 資 格 _____ 所属名 _____		
検 査 日			検 査 結 果 _____	
摘 要				

年 月 日

様

藤枝市長



検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで報告のあった藤枝市住宅省エネ改修推進事業について、藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付事務取扱要領第5条による検査の結果、下記の理由により不備が判明しましたので、藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付事務取扱要領第5条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 不備の内容